

事業者復活支援金の申請をサポートします！

事業者復活支援金の申請にお困りの方はご利用ください

行政書士昌武事務所が会員特典価格で承ります

※事業者復活支援金の内容・対象者の条件は

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/ をご覧ください

事業者復活支援金の事前確認の期限が5/26（木）までと迫ってきています。

事前確認の前に必要書類の確認をする必要があります。

支援金の申請が、ご自身では難しいとお思いの方はご相談ください。

<給付額上限>

法人 ～250万円
 (年間売上等により変わります)
 個人事業主 ～50万円
 (年間売上等により変わります)

<行政書士への報酬>

行政書士の報酬は支援金の給付額の10%を
**平尾商工会連合会の入会の方は5%で
 させていただきます。**
 (その他、有利なお手続きがあればお知らせいたします。)

<お手続きの流れ>

まずは、お電話ください (080-5256-4450)
 面談の日を決めて必要書類をお知らせします。
 確認資料がある場所で面談させていただきます。

<面談>

要件の確認をいたします。(売上台帳などから)
 必要書類の確認をいたします。(免許証、確定申告書、売上台帳、口座通帳など)
 委任状、同意書に印鑑とサインをいただきます。
 仮登録のIDとPWをお聞きします。

仮登録がまだでしたら、行政連絡用のメールアドレス、電話番号(携帯番号OK)をお聞きします。
 その他、必要事項をお尋ねいたします。